

令和8年度徳島セレクト商品開発実践事業 参加事業者募集要項

1 事業の目的

本事業は、県内中小企業等がアドバイザーやデザイナー等の講師の手を借りて、競争力のある魅力的な新商品(加工食品)の開発を行い、国内外へのプロモーション活動等に取り組むことで、県産品の販路拡大につながることを目的としています。

2 事業の内容

県内食品関連産業の事業者による消費者のニーズや販売先の拡大などの視点を取り入れた、付加価値の高い商品開発の取組みを支援します。

(1) 講座の開催

- ① 専門的な知識や実績を有する講師による講座を5回開催します。
- ② 参加事業者には全ての講座に参加いただきます。
- ③ 講座の中で、付加価値の高い商品の開発に取り組んでいただきます。

<連続講座内容(予定)>

現時点での予定ですので、内容、終了時間等が変更となる場合があります。

第1回 令和8年10月27日(火) 13:00～17:00

1. 商品開発実践セミナー

講演① 13:00～14:00

講師 株式会社 Enjin Plus 代表取締役 近野潤 氏

講演② 14:00～15:00

講師 株式会社 ビスポーク 代表取締役 CEO 長田敏希氏

2. 個別相談

第2回 令和8年11月27日(金) 13:00～17:00

① 個別相談

第3回 令和8年12月17日(木) 13:00～20:00

① 個別相談

第4回 令和9年1月22日(金) 13:00～17:00

① 個別相談

第5回 令和9年2月25日(木) 13:00～17:00

①前4回の講座のまとめと振り返り

②最終発表:成果発表と今後

(2) 商品開発支援

全5回の講座に沿って、商品開発を支援します。参加事業者は、講師等のアドバイスを受けながら、期間中に1商品、既存商品のリニューアルやパッケージ変更含めた新商品の開発を行ってまいります。

3 参加費等

無料

※旅費、商品開発に伴う経費、サンプル費、パッケージ制作費用等は、自己負担です。

4 応募資格

応募は次に掲げる条件を全て満たした者に限ります。

- ① 徳島県内に事業所を有する中小事業者等(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者・小規模企業者(個人事業者を含む)とする。
- ② 食品製造業・食品加工業として、商品を生産、製造又は販売している者。
- ③ 自社の課題を踏まえ、その解決策として本事業に取り組む意欲のある者。
- ④ 講師等と主体的に交流し、競争力のある魅力的な新商品の開発等に意欲のある者。
- ⑤ 自社の魅力発信や新たな販路開拓に意欲のある者。
- ⑥ 本事業の目的を的確に実施するための人材及び経営基盤を有する者。
- ⑦ 本事業を円滑に実施するため、複数以上の社内体制が整備できる者。
- ⑧ 徳島県税の未納がない者。
- ⑨ 申請者又は申請者の役員等が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有しない者。

5 新商品開発の対象

- ・加工食品
- ・新規商品開発(ただし、開発途中商品や既存商品の改良を含める。)
- ・空港等で注目される特徴ある商品

6 応募手続き

(1) 募集事業者数

3事業者

(2) 応募締切

令和8年10月16日(金) 必着

(3) 提出書類

- ① 応募申込書(様式第1号) 1部
- ② 商品開発・相談シート(様式第2号) 1部

(4) 応募方法・その他

- ・(2)の応募締切日までに「8 問い合わせ先及び提出先」あてに電子メールにより提出してください。提出後は、確認のため必ず電話にてご連絡ください。
- ・送付メールの表題は、「(事業者名)徳島セレクト商品開発実践事業応募書類」としてください。
- ・書類の作成や送付等、応募にかかる費用は自己負担です。
- ・提出いただいた応募書類は、返却しません。なお、応募書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
- ・機密保持には十分配慮し、情報等の管理には万全の注意を払います。ただし、応募書類等の受理後の天災その他不慮の事故による破損、損傷、紛失等については、責任を負いませんので、ご了承ください。

7 参加事業者の審査・決定

(1) 審査方法

本事業の受託事業者等関係者による審査を行い、総合的に評価し、参加事業者を決定します。

(2) 審査基準

- ・応募書類に不備はないか。
- ・応募資格を満たしているか。
- ・本事業で取り組みたい目標や課題が明確か。
- ・競争力のある魅力的な新商品(加工食品)の開発に積極的な意欲があるか。
- ・社内の取り組み体制が整っているか。
- ・今後のビジョンや目的等が明確になっているか。

(3) 参加事業者の決定及び通知

審査結果については、応募者全員に10月中を目途に書面をメールにて通知します。

なお、不採用となった事業者にも通知しますが、審査の経過や不採用になった理由等に関するご質問には応じられませんので、ご了承ください。

8 問い合わせ先及び提出先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

公益社団法人徳島県産業国際化支援機構 販路開拓・海外進出課

担 当 古泉（こいずみ）

電 話 088-676-3001

メール koizumim@tokushima-bussan.com